**平成30年度　事業報告書（５月～６月）**

**特定非営利活動法人TSUBAME**

1. 実施事業の概略

　この法人は、主に重症心身障害児・者、医療的ケア児・者及びその家族・関係者に対し、住み慣れた地域でいつまでも安心で安定した生活を送るための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とし設立をされました。

　本年度は定款に基づき事業を開始するための各種準備を行った。

　定款　第５条（１）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

　　　　　　　（２）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 事業の準備

本年度は、定款第5条（１）障害児通所支援事業を行うため、愛知県東海市荒尾町金山２３５番地に事業用の場所を賃借し、重症児デイNESTとして主たる対象を重症心身障害児とする児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型事業所を平成３０年８月１日付け事業開始のため各種準備を行った。